

山口県公安委員会告示第十九一三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行つた。

令和七年十月十四日

山口県公安局

検定番号			
型式の概要			
申請者			
一八八	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類	
一八七	ぱちんこ遊技機	型式名	
一八六	ぱちんこ遊技機		
P ゴジラ対エヴァンゲリオン 2 L V	e ゴジラ対エヴァンゲリオン 2 T R	P A 清流物語 4 H B B	
"	株式会社 ディスプレイ	株式会社 サンスリー	製造業者名
"	株式会社 ディスプレイ	株式会社 サンスリー	氏名又は名称
"	東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一四号	愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番 二一号	住所
"	東郷 裕二	金沢 学模	法人にあつては、 その代表者の氏名
"	"	十四日(令和三年十月) から三年間	検定の有効期間